

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆ 第13回子ども・子育て支援等分科会が開催される(こども家庭庁) …………… 1

## ◆ 第13回子ども・子育て支援等分科会が開催される(こども家庭庁)

令和7年12月23日、「第13回子ども・子育て支援等分科会」が持ち回り開催されました(本会からは北野久美副会長が参画)。

「子ども・子育て支援等分科会」は、「こども家庭審議会」のもとに設置される分科会で、主に「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議」するとされています。令和4年度まで内閣府に置かれていた「子ども・子育て会議」の後継会議体です。

第13回子ども・子育て支援等分科会では、各委員への事前の資料説明の機会があったのち、委員からの意見書提出等の持ち回り開催によって下記の協議が行われました。

### 第13回子ども・子育て支援等分科会 議事

- (1) 公定価格について
- (2) こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について
- (3) 満三歳以上限定小規模保育事業の運営基準について
- (4) 幼保連携型認定こども園設備運営基準等の改正について
- (5) 過疎地域における包括的支援体制の整備について

こども家庭庁 HP にて、資料および委員から提出された意見書等(議事概要)が公表されていますので、ご参照ください。

議事のなかで、とくに着目すべき点について、抜粋してご紹介します。

今回、特に令和 8 年度公定価格・基準等の見直し(案)として多くの事項が挙げられています。過疎地の小規模の保育所・認定こども園に向けた新たな加算や定員 21~40 名の保育所等の調理体制の充実、療育支援加算の見直しが行われる一方、安全計画の策定等を行っていない場合の減算や経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設が示されています。

これまで国に要望してきた、保育士等の処遇改善、人口減少地域への保育機能の確保・強化、冷暖房費加算の継続、減算の取り扱いの見直し、ICT 推進加算などについて、公定価格の見直しの内容として盛り込まれた形となりました。

### (1) 公定価格について

(※全保協事務局とりまとめ)

- 人事院勧告を踏まえた令和 7 年度の人件費単価の改定は+5.3%となり、令和 7 年 4 月まで遡って公定価格の引上げを行う。
- 令和 7 年度に限り、物価高騰においても食事の供給をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるように、公定価格における「運営継続支援臨時加算」を創設することとする（保育所、認定こども園については 1 施設あたり年間 10 万円）。
- 令和 8 年度予算編成過程にて検討する主な事項には、令和 8 年度公定価格・基準等の見直し事項も盛り込まれた。

### 令和 8 年度公定価格・基準等の見直し事項(案) 全体像

○ 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「保育政策の新たな方向性~持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ~」(令和 6 年 12 月こども家庭庁)に基づき、必要な見直しを推進

#### 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

<令和 7 年度の見直し> ○定員区分の細分化(人口減少対応) ○定員超過減算の適用開始期間の短縮 ○冷暖房費加算の見直し(激変緩和措置の設定)  
○1 歳児配置改善加算の創設 ○主任保育士専任加算等の複数実施要件への災害対応関係の選択肢の追加(災害対応の強化)

#### <令和 8 年度の見直し(案)>

- (1) 満 3 歳児以上限定小規模保育事業の創設
- (2) 過疎地の小規模施設向けの新たな加算(特別地域保育体制確保対応加算(仮称))の創設【保育所・認定こども園】
- (3) 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続
- (4) 3 歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定(令和 9 年度末まで)
- (5) 学級編成調整加配の見直し【幼稚園・認定こども園】
- (6) 安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設(R8.7~)
- (7) 施設機能強化推進費加算の充実

※令和 6 年人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しは令和 8 年 4 月からは実施せず、令和 9 年度に向けて引き続き検討

#### 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※令和 7 年度の見直し事項はなし

#### <令和 8 年度の見直し(案)>

- (1) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し
- (2) 障害児保育充実のための専門職の活用等(①療育支援加算の見直し ②保育士みなし特例の創設)

※医療的ケア児に対応するための体制整備について、現行の予算事業の見直しと併せて、公定価格での対応を令和 9 年度に向けて検討

#### 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

<令和 7 年度の見直し> ○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善(令和 6 年人事院勧告+10.7%) ○処遇改善等加算の一本化

#### <令和 8 年度の見直し(案)>

- (1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善(令和 7 年人事院勧告+5.3%)
- (2) 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設(R8.7~)
- (3) 年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し【幼稚園・認定こども園】
- (4) 定員 21~40 人の保育所等の調理体制の充実【保育所・認定こども園】
- (5) 保育 ICT 推進加算(仮称)の創設

2



## ※保育所・認定こども園に関連する箇所を詳細に見てみると

### 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案）①

#### 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

##### (1) 満3歳児以上限定小規模保育事業の創設

- ・ 3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業（満3歳児以上限定小規模保育事業）の創設に伴い、公定価格において当該事業に対応する単価を設定する。
- ・ 満3歳児以上限定小規模保育事業の運営基準は、小規模保育事業において特例的に3～5歳児を受け入れる際の運営基準と同様とすることを踏まえ、これまでの同事業の単価（特例地域型保育給付費としての単価）と同様とする方向で検討する。

##### (2) 特別地域保育体制確保対応加算（仮称）の創設 【保育所、認定こども園】

- ・ 人口減少下での保育機能の維持・確保に向けて、特に速やかな対応が求められるこどもの数が大きく減少している地域において、今後の対応の検討・取組を促進するとともに、その間の保育機能の維持・確保を図るため、保育機能の維持・確保に向けた検討・取組を進める過疎地域等の自治体において、小規模な施設（利用人数が15人以下の保育所・認定こども園）が保育の質の確保に係る取組や保育機能の維持・確保に向けた取組を行う場合に算定できる「特別地域保育体制確保対応加算」（仮称）を創設する。

##### (3) 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続

- ・ 令和6年人事院勧告における寒冷地手当の見直しに伴う「冷暖房費加算」の激変緩和措置について、令和8年度は現行の水準を継続する方向で検討する。

##### (4) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直し

- ・ 3歳児に係る年齢別配置基準（令和6年度に20：1から15：1に改正）について、改正前の20：1の配置も認める経過措置期間を令和9年度末（令和10年3月31日）までとする。

##### (5) 学級編制調整加配の見直し 【幼稚園、認定こども園】

- ・ 幼稚園設置基準等の改正により、令和8年4月1日から学級の幼児数が35人以下から30人以下になることに伴い、公定価格における学級編制調整加配の対象について、現行の「36人以上」の下限を「31人以上」とする。

##### (6) 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設 【全施設・事業所】

- ・ 学校保健安全法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定等が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、安全計画を策定していない場合や、研修・訓練の定期的な実施、定期的な計画の見直しの検討を行っていない場合に、基本単価から減算を行う。【令和8年7月から適用】

##### (7) 施設機能強化推進費加算の充実 【全施設・事業所】

- ・ 保育所等における防災機能・対策の強化を図るため、施設機能強化推進費加算について、事業実施や乳幼児の利用等の複数要件を廃止し、居宅訪問型保育事業を対象に追加するとともに、単価設定について施設の規模を踏まえ、施設型と地域型で区分し単価の調整を行う。

3

### 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案）②

#### 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

##### (1) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し 【幼稚園、保育所、認定こども園】

- ・ 主幹教諭等専任加算、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算、高齢者等活躍促進加算及び主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合の減算の、複数事業等実施要件について、乳児等通園支援事業の実施を選択肢の一つに追加する。

##### (2) 障害児保育の充実のための専門職の活用等①（療育支援加算の見直し）

【幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所】

- ・ 「療育支援加算」を見直し、現在の主任保育士等の代替職員を配置する費用とは別の区分として、新たに専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者。子ども・子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を求める）を配置する又は派遣を受けるための費用を算定できる新たな区分を設ける（看護師、准看護師は医療的ケア児を受け入れる場合に限る）。

- ・ 取組内容として、

- ① 他の職員への助言・援助や研修、計画作成、カンファレンス等を通じた施設内の障害特性等に対応した教育・保育の強化、
- ② 障害児支援（児童発達支援、保育所等訪問支援等）を利用しているこどもについて当該障害児支援の事業者との連携調整と情報共有、
- ③ 障害のあるこどもの家族への助言・相談支援、
- ④ 児童発達支援センター等地域の関係機関とも連携したインクルージョン推進の取組

- 等を求める（取組の必須化）。

- ・ 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業についても、上記を内容とする「療育支援加算」を新たに創設する。

- ※ 令和7年度において療育支援加算を算定している施設については、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和8年9月末日までは、従前の取組を行うことでも本加算を算定できるものとする。

- ※ 医療的ケア児については、令和9年度に向けて、医療的ケア児保育支援事業（予算事業）の見直しとあわせて公定価格における更なる対応を検討。

##### (3) 障害児保育の充実のための専門職の活用等②（保育士みなし特例）

【保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所】

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職、保健師、看護師、准看護師（※）又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者。子ども・子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を求める。）を、1人に限り、保育士としてみなして配置できるようにする。

- （※）保育所等では、保健師、看護師及び准看護師は既にみなし特例の対象のため、これらの職種以外を新たに別のみなし特例として規定する。

4

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による業務改善の推進

- (1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善 【全施設・事業所】
- ・ 保育士・幼稚園教諭等の公定価格上の人件費について、令和7年人事院勧告を踏まえた改善を引き続き確保する方向で検討する。
- (2) 「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算の創設 【全施設・事業所】
- ・ 子ども・子育て支援法第58条第2項に基づき、施設・事業所は、毎事業年度終了後5か月以内に経営情報等を都道府県に報告（ここdeサーチにおいて公表）する必要があるところ、同項に基づく「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算を創設し、報告を行っていない場合や報告内容の修正の指摘に対して概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合に、基本分単価から減算を行う【令和8年7月から適用（令和7年度の報告がされていない場合も適用）】。
- (3) 年齢別配置基準を下回る場合の減算の取扱いの見直し 【幼稚園、認定こども園】
- ・ 年齢別配置基準を下回る場合の減算については、月初の利用児童数と職員の配置状況に応じて該当する・しないを判断することとなるため、月末に急な退職等が生じた場合、新たに職員を配置する間もなく減算が生じることとなる。
  - ・ 人材確保に一定の猶予を設ける観点から、月の15日以降に職員が退職等をしたことで年齢別配置基準を満たさなくなる場合、その翌々月から減算が生じることとする。
- (4) 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実 【保育所・認定こども園】
- ・ 定員40人以下の保育所及び認定こども園の基本分単価においては、調理員1名（常勤職員）を配置しているところ、定員21人から40人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調理員（非常勤職員）を配置するための費用を積算する方向で検討する。
- (5) 保育ICT推進加算（仮称）の創設 【全施設・事業所】
- ・ 保育現場における保育ICTの活用を推進するため、施設・事業所内にICT活用を推進する責任者の配置等をした上で、業務全般においてICTを活用している施設を対象とした「保育ICT推進加算」（仮称）を創設する。
  - ・ 具体的には、教育・保育に係る業務において、4つの機能（計画/記録、保護者連絡、登降園管理、キャッシュ決済）を有するシステム、保育施設業務管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤を活用していることを要件とする。
  - ・ なお、ここdeサーチの基礎情報の最新化が行われていない場合は、本加算の対象外とする。

5

また、今回の子ども・子育て支援等分科会では、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について報告が行われました。特に、公定価格についてはこの間、本会が要望してきた公定価格の充実や、初回対応加算・保護者支援面談加算の創設が盛り込まれています。

(2) こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について

(※全国事務局とりまとめ)

- 令和8年度からのこども誰でも通園制度の実施に向けて、国では「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」を令和7年度から開始しており、第3回（12月19日）を経て、最終のとりまとめを公表した。
- とりまとめには、来年度からの制度運営を行うにあたり、利用時間や公定価格、研修等の実施要件などの方針が明記されている。また、今後、手引きについても作成される予定である。

## こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における 取りまとめ概要

### 第1 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討の背景

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を令和8年度から全国で本格実施
- 令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

### 第2 令和8年度以降の制度の在り方について

#### ①令和8年度以降の利用可能時間

- ・令和8年度から全国で実施することとなる中で、全国的な提供体制や保育人材の確保の状況等を踏まえ、月10時間とする。
- ・令和8年度からの円滑な制度の施行に向けて、令和8年度及び令和9年度の経過措置として、自治体が条例で利用可能時間を3時間～10時間未満の範囲内で設定可能とする。

#### ②公定価格・利用料

- ・公定価格については、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する。加算は、引き続き障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、保護者支援の充実等の取組を適切に評価できるよう設定する。
- ・利用料については、給食代・食材費、通園バス代、文房具代等の実費に加え、事業所の取組に応じて必要な額を徴収することを可能とする。

#### ③こども誰でも通園制度の研修

- ・本制度を利用する全てのこどもたちに、安全・安心な保育と家族以外の人と関わる機会が提供できる環境を整備し、質の高い通園を保障するため、子育て支援員研修に本制度用の新たな研修コース（以下「新コース」という。）を創設し、令和8年度以降は新コースの修了を保育士以外の者が本制度に従事するための要件とする。
- ※ 令和8年度は従前の要件を満たす者も従事可能とする等の経過措置を設ける。なお、研修の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、経過措置期間の延長も検討。

#### ④その他の事項（手引、総合支援システム等）

- ・手引については、令和8年度からの本格実施に向けて、給付化に伴う内容の見直しを行うとともに、令和7年度の実施状況等を踏まえつつ、こども誰でも通園制度をより一層理解できるよう改訂する。
- ・総合支援システムについては、令和7年度の運用状況や、利用者や事業者、自治体の意見等を踏まえ、必要な改修を継続的に行う。

### 第3 中長期的な課題について

#### ①利用可能時間の見直し

- ・利用可能時間については、「制度の意義、目的に対して十分か」「提供体制は確保できるか」「人材確保は十分か」等に留意しながら、財源確保の課題等も踏まえつつ、関係者の意見を伺いながら検討が必要。

#### ②公定価格の見直し

- ・公定価格については、令和9年度以降についても、社会情勢や経営環境の変化等を踏まえつつ、質の高い通園が保障されるとともに、安定した運営が可能となるよう継続的な見直しを行う必要。
- ・見直しの検討に際しては、財源確保の課題等も踏まえつつ、制度の実施状況や事業所の取組、経営状況の実態等を把握・分析し、具体的なデータに基づき行うことが重要。

#### ③こども誰でも通園制度の対象者

- ・対象年齢の下限（0歳6か月）については、0歳児に多い虐待死を防ぐ等の観点から引下げを求める意見があることを踏まえ、関係施策の充実等を図りつつ、併せて、こどもの安全確保に留意しつつ、その在り方について検討することも考えられる。
- ・対象年齢の上限（満3歳未満）については、自治体によって満3歳到達後の受け皿確保の課題が指摘されていることを踏まえ、幼稚園等に満3歳児クラスを設置を働きかける等した上で、その在り方について検討することも考えられる。

#### ④こども誰でも通園制度の効果検証

- ・こども誰でも通園制度の実施状況を随時把握・確認することに加え、制度の趣旨・目的が達成されているのかを確認する等、効果検証していく必要。

### 第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて準備を進めるとともに、中長期的な課題については、制度の実施状況等を丁寧に把握した上で、幅広い関係者の意見を伺いながら検討していくべきである。

1

## こども誰でも通園制度の公定価格について

### 基本分単価

こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

※利用料標準：300円

### 加算分単価

こども誰でも通園制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行う。

#### 1 障害児加算（1時間当たり単価600円）【充実】

障害児を受け入れた場合に加算。

#### 2 医療的ケア児加算（1時間当たり単価2,500円）【充実】

看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。

#### 3 要支援家庭のこども加算（1時間当たり単価600円）【充実】

要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて、関係機関との連携、情報共有等を行う。

#### 4 初回対応加算（1回当たり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）【新設】

事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、こどもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（こどもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施）

事後面談：10分以上実施

なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

#### 5 生活困窮家庭等負担軽減加算（1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限）【新設】

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

#### 6 賃借料加算（1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））【新設】

賃貸物件において、実施する場合に加算（賃貸借契約上、毎月支払う額を上限）。

#### 7 特別地域加算（1時間当たり単価300円）【新設】

離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

#### 8 保護者支援面談加算（1回当たり単価1,400円）【新設】

利用しているこどもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」についての詳細は、全保協ニュースNo.25-36（既報）にてご参照ください。

第13回子ども・子育て支援等分科会においては、こうした議事内容等を踏まえて、本会の北野久美副会長が要望書を提出しました（別紙参照）。

子どもたちの安全・安心な保育環境を整えるためにも、引き続き配置基準の改善や保育士等の働き方改革、主任保育士等の専任必置化などについて引き続き要望してまいります。

【こども家庭庁ホームページ】

[https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo\\_kosodate/67d01cf7](https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/67d01cf7)



こども家庭庁ホーム>会議等>こども家庭審議会>子ども・子育て支援等分科会>第12回子ども・子育て支援等分科会